

広島県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十六年広島県告示第三百八十一号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・四・六五四号今津高西線

三 事業施行期間

平成十年六月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十年広島県告示第七百二十二号の事業地のうち、広島県福山市高西町二丁目及び今津町七丁目に住居表示を変更し、広島県福山市今津町字中新涯及び高西町真田字天保地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十年広島県告示第七百二十二号の事業地のうち、広島県福山市今津町字中新涯及び高西町真田字天保地内において事業地を追加する。